

### 第3 その他

#### 1 連結納税基本通達及び租税特別措置法関係通達（連結納税編）の廃止等

連結納税制度のグループ通算制度への移行に伴い、連結納税基本通達及び租税特別措置法関係通達（連結納税編）を所要の経過的取扱いを定めた上で廃止している。

また、次に掲げる法令解釈通達に定める連結納税に係る取扱いについても同様に廃止している。

- (1) 耐用年数通達
- (2) 震災特例法通達
- (3) 「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」（法令解釈通達）